

令和3年9月30日

会員各位

日行連自動車登録OSSセンター支所登録・看板設置希望会員の募集の件（案内）

北海道行政書士会

封印管理委員長 北村 資暁

日頃より封印管理委員会の事業執行に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、日本行政書士会連合会より、今年度の「日行連自動車登録OSSセンター支所」の看板の設置を希望する会員の募集を開始する旨の通知がありました。

この看板は、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の利用率拡大を目的に、OSS申請業務の普及促進に取り組むとともにOSSに対応できる措置を講じようとする全国の行政書士事務所に設置することとされているもので、その数は、令和2年度までに全国で951箇所に及びます。

看板設置を希望される会員は、下記記載の推薦条件、募集の流れ等をご確認の上、必要書類を期日までに支部長宛に提出お願いいたします。

記

1 推薦条件

参考資料1の「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」第4条各号の通り。

2 募集の流れ

- (1) 希望会員は、参考資料1の内容をご了解いただいた上で、日本行政書士会連合会中央研修所研修サイトにて公開されているVOD研修「OSS申請業務研修」をご視聴いただき、視聴完了後に発行される修了証の写し、様式1及び様式5の書類（以下「申請書等」という。）を、令和3年11月5日（金）までに支部長宛に提出してください。
- (2) 支部長には、(1)で提出いただいた申請書等に推薦書（支部長に別途直接ご案内いたします）を添えて、11月19日（金）までに、本会に提出していただきます。

(3) 本会は、内容を確認の上、12月3日（金）までに、日行連に提出いたします。

3 その他

(1) 支所看板は、参考資料1別記様式の通りです。

(2) 看板作成費用9,240円（送料込・消費税別）は、会員の自己負担になりますのでご注意ください。なお、看板の納品は令和4年2月初旬～中旬を予定しています。

以上

記

添付資料

- ・参考資料1 「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」
- ・参考資料2 「日行連OSSセンター支所名一覧」
- ・様 式1 「日行連自動車登録OSSセンター支所登録申請書」
- ・様 式5 「日行連自動車登録OSSセンター支所登録会員名簿の公開・非公開に係る依頼書」

連絡先：事務局
TEL : 011-221-1221 FAX : 011-281-4138
E-mail : gyosei@mrd. biglobe. ne. jp

日行連自動車登録 OSS センター支所名称使用（支所看板設置）運用基準

（目的）

第1条 この運用基準は、自動車保有関係手続のワンストップサービス申請（以下「OSS」という。）に伴つて必要となる証明物等の収受・管理を行うために、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）が設置する日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの名称（以下「日行連自動車登録 OSS センター」という。）を、北海道行政書士会（以下「本会」という。）に所属する個人又は法人の会員が同センターの支所として利用するに際して必要な事項を定めることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便性の向上と負担軽減の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この運用基準で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「日行連自動車登録 OSS センター支所」とは、自動車の保有関係手続（登録申請手続及び自動車保管場所証明申請手続）及びこれに伴う証明物等の収受・管理を行うための本会に所属する個人又は法人会員の事務所をいう。
- 二 「証明物等」とは、自動車の保有関係手続等に伴って交付される自動車検査証、自動車番号標、封印等及び自動車保管場所標章等の有体物をいう。
- 三 「登録会員」とは、本会の推薦を受けて日行連自動車登録 OSS センター支所として、支所名称を利用し、定められた支所看板を設置して、自動車の保有関係手続、証明物等の収受・管理業務を行うことができる会員をいう。
- 四 「登録会員名簿」とは、本会の推薦により日行連自動車登録 OSS センター支所として前号の業務を行う者に対して、本会が作成した当該会員の登録番号・氏名・事務所所在地等を記載した書面をいう。

（登録会員名簿の管理）

第3条 本会は、登録会員名簿を保管するとともに、日行連に報告しなければならない。登録会員名簿の更新、記載事項の変更についても同様とする。

2 日行連は、本会より報告を受けた登録会員名簿を管理するものとする。

（登録会員の推薦条件）

第4条 日行連自動車登録 OSS センター支所（以下「支所」という。）の登録会員として、支所及び支所名称の利用、支所名称を冠した支所看板を設置するための推薦条件は、次のとおりとする。

- 一 OSS 申請業務の普及促進に取り組むこと。
- 二 日行連 VOD による研修を受講していること。
- 三 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反していないこと。
- 四 会費等の滞納がないこと。
- 五 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
- 六 OSS 申請に対応できる措置を講じること。

（利用制限等）

第5条 本会は、登録会員が次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、日行連に報告するとともに、当該会員に書面により通知して、支所の名称使用を停止又は制限し若しくは登録会員名簿から削除することができる。

- 一 支所を設置した個人又は法人会員が廃業又は解散したとき。

- 二 支所の利用又は支所の名称の使用に関し妨害行為又は違法行為が発見され、これにより支所の維持が困難と判断されたとき。
- 三 天災、事変、その他の非常事態が発生し、支所の機能を喪失したとき。
- 四 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反又は、日行連又は本会からの指導を遵守しないとき。

(登録会員の遵守事項)

第6条 登録会員は、「日行連自動車登録 OSS センター支所」の名称を利用することに関して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 本会又は日行連からの指導、管理及び利用状況調査等に協力すること。
- 二 自己の責任において支所又は支所の名称を利用し、支所の利用に伴う個人情報その他の情報を、日行連個人情報保護規則に準拠して管理すること。
- 三 支所名称の改変及び登録会員以外の者への名称利用許諾を行なわないこと。
- 四 有償無償にかかわらず、支所名称を記した看板を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- 五 日行連又は日行連の指定する者が示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 六 依頼者との間に生じたトラブルは、自己の責任において処理し解決すること。
- 七 登録申請書の内容に変更が生じた場合は、本会を通じて日行連に報告すること。
- 八 名称の利用を中止する場合(廃業又は解散を含む。)は、責任をもって看板を破棄した上で、本会を通じて日行連に報告すること。

(支所看板)

第7条 日行連自動車登録 OSS センター支所の看板は、別記様式に準ずるものとする。

附則

- 1 この運用基準は、令和3年8月17日から適用する。

【別記様式】日行連自動車登録 OSS センター支所看板

材 質：アルミ複合版（厚さ 3mm）

地 色：白又は乳白色

文 字：「日行連自動車登録 OSS センター〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）」

文字色：黒色

徽 章：文字列の前に行政書士徽章マーク

サ イ ズ：横 25cm × 縦 100cm



- * 支所名は、事務所に最寄りの運輸支局・登録検査事務所の名称を使用する。
(別紙「日行連自動車登録 OSS センター支所名一覧」参照)
- * 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記する。
(事務所名称の登録がない会員は「行政書士（氏名）事務所」を使用)

日行連自動車登録OSSセンター支所名一覧

| 支所名称 | 運輸支局等所在地 | |
|-----------|---------------|------------------|
| 北海道運輸局管内 | | |
| 1 札幌 | 札幌運輸支局 | 札幌市東区北28条東 |
| 2 函館 | 函館運輸支局 | 函館市西桔梗町 |
| 3 旭川 | 旭川運輸支局 | 旭川市春光町 |
| 4 室蘭 | 室蘭運輸支局 | 室蘭市日の出町 |
| 5 鉾路 | 釧路運輸支局 | 釧路市鳥取大通 |
| 6 帯広 | 帯広運輸支局 | 帯広市西19条北 |
| 7 北見 | 北見運輸支局 | 北見市東三輪 |
| 東北運輸局管内 | | |
| 8 青森 | 青森運輸支局 | 青森市浜田字豊田 |
| 9 八戸 | 八戸自動車検査登録事務所 | 八戸市桔梗野工業団地 |
| 10 岩手 | 岩手運輸支局 | 紫波郡矢巾町流通センター南 |
| 11 宮城 | 宮城運輸支局 | 仙台市宮城野区扇町 |
| 12 秋田 | 秋田運輸支局 | 秋田市泉字登木 |
| 13 山形 | 山形運輸支局 | 山形市大字漆山字行段 |
| 14 庄内 | 庄内自動車検査登録事務所 | 東田川郡三川町大字押切新田字歌枕 |
| 15 福島 | 福島運輸支局 | 福島市吉倉字吉田 |
| 16 いわき | いわき自動車検査登録事務所 | いわき市内郷綴町舟場 |
| 関東運輸局管内 | | |
| 17 茨城 | 茨城運輸支局 | 水戸市住吉町 |
| 18 土浦 | 土浦自動車検査登録事務所 | 土浦市卸町 |
| 19 栃木 | 栃木運輸支局 | 宇都宮市八千代 |
| 20 佐野 | 佐野自動車検査登録事務所 | 佐野市下羽田町 |
| 21 群馬 | 群馬運輸支局 | 前橋市上泉町 |
| 22 埼玉 | 埼玉運輸支局 | さいたま市西区大字中釘 |
| 23 所沢 | 所沢自動車検査登録事務所 | 所沢市牛沼 |
| 24 熊谷 | 熊谷自動車検査登録事務所 | 熊谷市御稜威ヶ原 |
| 25 春日部 | 春日部自動車検査登録事務所 | 春日部市増戸 |
| 26 千葉 | 千葉運輸支局 | 千葉市美浜区新港 |
| 27 習志野 | 習志野自動車検査登録事務所 | 船橋市習志野台 |
| 28 袖ヶ浦 | 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 | 袖ヶ浦市長浦 |
| 29 野田 | 野田自動車検査登録事務所 | 野田市上三ヶ尾 |
| 30 東京 | 東京運輸支局 | 品川区東大井 |
| 31 練馬 | 練馬自動車検査登録事務所 | 練馬区北町 |
| 32 足立 | 足立自動車検査登録事務所 | 足立区南花畠 |
| 33 八王子 | 八王子自動車検査登録事務所 | 八王子市滝山町 |
| 34 多摩 | 多摩自動車検査登録事務所 | 国立市北 |
| 35 神奈川 | 神奈川運輸支局 | 横浜市都筑区池辺町 |
| 36 川崎 | 川崎自動車検査登録事務所 | 川崎市川崎区塩浜 |
| 37 湘南 | 湘南自動車検査登録事務所 | 平塚市東豊田 |
| 38 相模 | 相模自動車検査登録事務所 | 愛甲郡愛川町中津 |
| 39 山梨 | 山梨運輸支局 | 笛吹市石和町唐柏 |
| 北陸信越運輸局管内 | | |
| 40 新潟 | 新潟運輸支局 | 新潟市中央区東出来島 |
| 41 長岡 | 長岡自動車検査登録事務所 | 長岡市摂田屋町 |
| 42 富山 | 富山運輸支局 | 富山市新庄町馬場 |
| 43 石川 | 石川運輸支局 | 金沢市直江東 |
| 44 長野 | 長野運輸支局 | 長野市西和田 |
| 45 松本 | 松本自動車検査登録事務所 | 松本市平田東 |
| 中部運輸局管内 | | |
| 46 福井 | 福井運輸支局 | 福井市西谷 |

日行連自動車登録OSSセンター支所名一覧

| | | | |
|----|-----|---------------|--------------|
| 47 | 岐阜 | 岐阜運輸支局 | 岐阜市日置江 |
| 48 | 飛驒 | 飛驒自動車検査登録事務所 | 高山市新宮町 |
| 49 | 静岡 | 静岡運輸支局 | 静岡市駿河区国吉田 |
| 50 | 浜松 | 浜松自動車検査登録事務所 | 浜松市東区流通元町 |
| 51 | 沼津 | 沼津自動車検査登録事務所 | 沼津市原字古田 |
| 52 | 愛知 | 愛知運輸支局 | 名古屋市中川区北江町 |
| 53 | 豊橋 | 豊橋自動車検査登録事務所 | 豊橋市神野新田町字京ノ割 |
| 54 | 西三河 | 西三河自動車検査登録事務所 | 豊田市若林西町西葉山 |
| 55 | 小牧 | 小牧自動車検査登録事務所 | 小牧市新小木 |
| 56 | 三重 | 三重運輸支局 | 津市雲出長常町字六ノ割 |
| | | 近畿運輸局管内 | |
| 57 | 滋賀 | 滋賀運輸支局 | 守山市木浜町 |
| 58 | 京都 | 京都運輸支局 | 京都市伏見区竹田向代町 |
| 59 | 大阪 | 大阪運輸支局 | 寝屋川市高宮栄町 |
| 60 | なにわ | なにわ自動車検査登録事務所 | 大阪市住之江区南港東 |
| 61 | 和泉 | 和泉自動車検査登録事務所 | 和泉市上代町官有地 |
| 62 | 神戸 | 神戸運輸監理部兵庫陸運部 | 神戸市東灘区魚崎浜町 |
| 63 | 姫路 | 姫路自動車検査登録事務所 | 姫路市飾磨区中島福路町 |
| 64 | 奈良 | 奈良運輸支局 | 大和郡山市額田部北町 |
| 65 | 和歌山 | 和歌山運輸支局 | 和歌山市湊 |
| | | 中国運輸局管内 | |
| 66 | 鳥取 | 鳥取運輸支局 | 鳥取市丸山町 |
| 67 | 島根 | 島根運輸支局 | 松江市馬瀬町 |
| 68 | 岡山 | 岡山運輸支局 | 岡山市北区富吉 |
| 69 | 広島 | 広島運輸支局 | 広島市西区観音新町 |
| 70 | 福山 | 福山自動車検査登録事務所 | 福山市南今津町 |
| 71 | 山口 | 山口運輸支局 | 山口市宝町 |
| | | 四国運輸局管内 | |
| 72 | 徳島 | 徳島運輸支局 | 徳島市応神町 |
| 73 | 香川 | 香川運輸支局 | 高松市鬼無町佐藤 |
| 74 | 愛媛 | 愛媛運輸支局 | 松山市森松町 |
| 75 | 高知 | 高知運輸支局 | 高知市大津乙 |
| | | 九州運輸局管内 | |
| 76 | 福岡 | 福岡運輸支局 | 福岡市東区千早 |
| 77 | 北九州 | 北九州自動車検査登録事務所 | 北九州市小倉南区新曽根 |
| 78 | 久留米 | 久留米自動車検査登録事務所 | 久留米市上津町 |
| 79 | 筑豊 | 筑豊自動車検査登録事務所 | 飯塚市仁保 |
| 80 | 佐賀 | 佐賀運輸支局 | 佐賀市若楠 |
| 81 | 長崎 | 長崎運輸支局 | 長崎市中里町 |
| 82 | 厳原 | 厳原自動車検査登録事務所 | 対馬市厳原町久田 |
| 83 | 佐世保 | 佐世保自動車検査登録事務所 | 佐世保市沖新町 |
| 84 | 熊本 | 熊本運輸支局 | 熊本市東区東町 |
| 85 | 大分 | 大分運輸支局 | 大分市大州浜 |
| 86 | 宮崎 | 宮崎運輸支局 | 宮崎市本郷北方 |
| 87 | 鹿児島 | 鹿児島運輸支局 | 鹿児島市谷山港 |
| 88 | 奄美 | 奄美自動車検査登録事務所 | 奄美市名瀬和光町 |
| | | 沖縄総合事務局管内 | |
| 89 | 沖縄 | 沖縄陸運事務所 | 浦添市港川 |
| 90 | 宮古 | 宮古支所 | 宮古島市平良字下里 |
| 91 | 八重山 | 八重山支所 | 石垣市真栄里 |

様式 1

日行連自動車登録 OSS センター支所登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

一 私（当事務所）は、日行連自動車登録 OSS センター支所として登録し、看板の交付を希望し、所属単位会に申し込みます。

二 登録に際して、以下の条件を満たしていることに相違ありません。

- (1) OSS 申請業務の普及促進に取り組みます。
- (2) 日行連 VOD 等による研修を受講済みです。
- (3) 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等を遵守しています。
- (4) 会費等の滞納はありません。
- (5) 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じています。
- (6) OSS 申請に対応できる措置を講じます。

三 日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの設置目的を達成するため、登録会員名簿に記載された情報（登録番号・所属単位会・氏名・フリガナ・事務所名称・事務所所在地・事務所電話番号等）や最寄りの運輸支局、丁種会員情報等を公表することについて、承諾いたします。

行政書士登録番号

氏 名

職印

様式 5

日行連自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿の
公開・非公開に係る依頼書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

私（当事務所）は、日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿に掲載されている私の情報について、公開・非公開※とすることを求めます。

※公開もしくは非公開どちらかに○をしてください

行政書士登録番号

氏 名

職印